平成２７年（フ）第１３７６号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目13番43―303号
債務者　伊藤　寛隆
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４７号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1071番地の５
債務者　阿久津勝紀
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　和則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月11日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１５号
長野市篠ノ井岡田172番地12
債務者　山本　稔子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
長野県飯田市松尾常盤台107番地４（市営住宅Ｉ―408号）
債務者　松下　祥子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦美佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月７日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第７３８号
大阪府羽曳野市西浦1072番地、住民票上の住所大阪府富田林市喜志町３丁目７番26号
債務者　小池　忠男
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３９号
大阪府羽曳野市西浦1072番地
債務者　小池　玲子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
茨城県日立市多賀町２丁目６番13号、住民票上の住所茨城県日立市多賀町２丁目６番14号
債務者　小野　次男
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第８６７号
さいたま市北区宮原町４丁目59番地５
債務者　小島　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４０号
北海道江別市野幌住吉町28番地の５　ローズベレー105
債務者　次木　初恵（旧姓間谷）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４１号
北海道江別市野幌住吉町28番地の５　ローズベレー105
債務者　工藤　綾香
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
大分県中津市大字上如水1052番地８
債務者　芥川　竜也
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
秋田県横手市寿町７番４号
債務者　松下　謙吉
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３９号
秋田県潟上市天王字追分西１番地29　若美荘107号室
債務者　井川　成郎
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０号
秋田市飯島長野中町11番17号
債務者　成田　　睦
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１号
秋田市新屋扇町11番23―４号
債務者　深井　翔太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
秋田県能代市二ツ井町字比井野38番地
債務者　佐藤　吏奈
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第９号
栃木県真岡市荒町３丁目16番地１　細島住宅Ｅ号棟
債務者　山口　　勇
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部